伊平屋村ホームページ制作業務プロポーザル実施要領

1. 実施目的

公募型プロポーザル方式により優れた提案を広く求め、価格評価のみならず企画提 案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、 本業務委託の受託者として特定する。

2. 業務概要

(1)業務名

伊平屋村ホームページ制作業務

(2) 業務目的

本業務は、伊平屋村の情報発信のインフラであるホームページについて、全ての利用者にとって使いやすく魅力的なデザインへ刷新するとともに、全職員が情報発信を行える環境を構築し鮮度の高い情報をタイムリーに発信できるようにすることを目的とする。

(3)業務内容

仕様書のとおり

- (4)履行期間
 - 構築業務

契約締結日から令和5年3月31日

・運用・保守業務

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(5)提案上限額

構築業務 9,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む) 運用・保守業務 1,500,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

次のすべての要件を満たすものとする。

- (ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないもの。
- (イ)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申し立てがなされていないもの。
- (ウ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないもの。
- (ヱ)沖縄県内に本店または支店、営業所を有すること。

- (オ)告示前日までに地方公共団体または民間企業の公式ホームページを構築及び運営しており、CMSを提供しているもの。
- (カ) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。
- (キ)別紙「データセンター要件一覧」を満たすデータセンターよりサービス提供するもの。
- 4. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等
- (1)質問受付期間及び回答(様式第2号)
 - ①質問受付期間/令和4年11月1日(火)から 令和4年11月10日(木) ※11月10日の受付終了時間は午後5時00分までとする。
 - ②提出方法/様式第2号に質問事項を記入のうえ、電子メール添付にて質問。 送付先アドレス: t-uehara@vill.iheya.lg.jp
 - ③回答/令和4年11月15日(火)※参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて行う。
- (2) 企画提案に係る参加表明書(様式第1号)※署名と代表者印を押印し提出すること ①提出方法/郵送による
 - ②提出受付期間/令和 4 年 11 月 1 日 (火) から 令和 4 年 11 月 10 日 (木) ※11 月 10 日の受付終了時間は午後 5 時 00 分までとする。

期限内に到着するように送付することとし、到着が遅れる場合は電話連絡にて送付確認を行うこと。

(3) 企画提案書の提出

- ①提出期限/令和4年11月22日(火)午後5時00分まで
- ②提出場所/伊平屋村役場企画財政課

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地

TEL: 0980-46-2005 FAX: 0980-46-2956

- ③提出方法/郵送による
- ④提出書類/提出書類については7部(正本1部、副本6部)とし、全てA4版 (両面不可)とすること。
- ア 企画提案資料提出届 (様式第3号)
- イ 企画提案書(任意様式)※表1に基づいて作成すること。
- ウ 業務実施体制 (様式第4号)
- エ 業務行程表(任意様式)
- オ 業務実績書(様式第5号)
- カ 会社概要及びCMS導入実績書(任意様式)
- キ 見積書(任意様式)内訳、単価等が明記されていること。

ク データセンター要件一覧 (様式第7号)

※記載されている項目おける対応レベルについて、すでに対応している又は対応可能である場合は「○」、代替案・有償カスタマイズで対応可能な場合は「△」、対応不可能の場合は「×」を記載すること。有償カスタマイズの場合は見積書に金額を含めること。

表1. 企画提案書の項目及び内容

衣 1. 企画佐条青の項目及び内谷		
番号	項目	記載すべき内容
1	会社情報	会社概要、実績(地方公共団体向けの納入実績につ
		いてはその旨が分かるように記述すること)につい
		て、以下の点を踏まえて記述すること。
		①会社概要
		②提案内容と同様または類似の業務実績
		③経営状況が分かる資料
2	本業務に対する取り組み	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的
		な取り組み方針について、以下の項目を定め主要な
		ポイントを記述すること。
		①基本的な考え方、事業への理解
		②提供体制
		③業務スケジュール
3	デザイン・サイト構成	リニューアルホームページの構築に対する提案を、
		以下の項目を定めポイントを記述する。
		①サイト構成・構造
		②トップページのデザインや構成、各ページのデザ
		イン
		③スマートフォンへの対応について
		④検索性・ユーザビリティの向上
4	アクセシビリティへの対応	アクセシビリティの対応にあたり、伊平屋村職員の
		負荷がなく構築し、保持することができるかについ
		て記述する。
		①対応実績
		②対応実現方法
5	提案 CMS の機能	以下の内容について記述すること。
		①CMS の製品コンセプト
		②コンテンツの作成・公開方法
		③アクセシビリティチェックの機能性

		④ページの管理方法
		⑤組織改正や人事異動に伴う各種管理機能
		⑥拡張性・バージョンアップなどへの考え方
6	リニューアル支援	以下の内容について記述すること。
		①データ移行の方法、支援内容
		②職員操作研修
7	システムの性能	以下の内容について記述すること。
		①サービスを提供するデータセンター
		②システムの安定性
		③セキュリティの確保
8	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。
		①障害発生時の対応方法
		②災害発生時の対応方法
		③保守運用支援内容
9	その他	自治体の最新動向や、効果的な情報発信のあり方な
		ど、伊平屋村に最適な独自提案を記述すること。

- ※企画提案書等に記載する内容については、10.5 ポイント以上の文字を使用し、専門用語等を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。
- ※会社概要については、企業概要をまとめたもの(A4 版 1 頁)又は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。

5. 審査方法

提出のあった企画提案については、審査委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション審査を実施して審査を行い、最も優れた提案を行ったものを候補者として選定する。

ただし、参加者多数の場合は、企画財政課にて1次審査(書類審査)を行い、概ね3者を審査委員会への参加者として選定する。参加者が1者の場合は、審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該提案者を候補者とする。審査結果については、全ての提案者に文書で通知するものとする。なお、審査委員会は非公開で行い、審査経過や審査結果に関する問い合わせには応じない。

6. 審査日程

(1) 1次審査実施 : 令和4年11月24日(木)

(2) 1次審査結果通知 : 令和4年11月25日 (金)

(3) 2次審査実施 : 令和4年11月29日(火)

(4) 2次審査結果通知 : 令和4年11月30日 (水)

7. 2次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)の実施方法

- (1)提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の配布は禁止とする。
- (2) 説明は1事業者あたりプレゼンテーション15 分、デモンストレーション15分、質 疑10 分程度の計40 分以内とする。
- (3) 説明者は当該業務に専従する主担当者が行うこと。なお、担当者は2名まで同席することができる。
- (4) プレゼンテーションに必要な機材等は各提案者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。

8. 審査基準

企画提案の選定にあたり、審査委員会において次に掲げる事項について総合的に勘案し 評価を行う。

- (1)1次審査
- (2) 企画提案書による評価
- (3)提案価格
- (4) 2次審査
- (5) プレゼンテーションの内容
- (6) デモンストレーションの内容

9. 契約の締結

選定された委託候補者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただ し、委託候補者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次点候補者 と契約交渉を行う。

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3)提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、伊平屋村が必要

と判断した場合は、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。

- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 提出する企画提案書は1事業者あたり1案に限るものとする。
- (6) 実施要領に適合しない参加又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (7) 参加表明書(様式第1号)を提出後、都合により辞退する場合は、辞退書(様式第6号)を提出するものとする。

11. 本件に関する問い合わせ

〒905-0793 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地

伊平屋村役場企画財政課 担当:上原

TEL: 0980-46-2005 FAX: 0980-46-2956 E-Mail: t-uehara@vill.iheya.lg.jp